

○環境省令第二十九号

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）第一条及び土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二百六十九号）の施行に伴い、並びに土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）の規定に基づき、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十七日

環境大臣 中川 雅治

1

土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令

土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ

を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査)</p> <p>第一条 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。)第三条第一項本文の報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して百二十日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該報告を行うことができない特別の事情があると認められるときは、都道府県知事(土壤汚染対策法施行令(平成十四年政令第三百三十六号。以下「令」という。)第九条に規定する市にあつては、市長。以下同じ。)は、当該土地の所有者等(法第三条第一項本文に規定する所有者等をいう。以下同じ。)の申請により、その期限を延長することができる。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(調査対象地の土壤汚染のおそれの把握)</p> <p>第三条 (略)</p>	<p>(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査)</p> <p>第一条 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。)第三条第一項本文の報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して百二十日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該報告を行うことができない特別の事情があると認められるときは、都道府県知事(土壤汚染対策法施行令(平成十四年政令第三百三十六号。以下「令」という。)第八条に規定する市にあつては、市長。以下同じ。)は、当該土地の所有者等(法第三条第一項本文に規定する所有者等をいう。以下同じ。)の申請により、その期限を延長することができる。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(調査対象地の土壤汚染のおそれの把握)</p> <p>第三条 (略)</p>

2 (略)

1 (略)

1 法第四条第三項又は法第五条第一項に規定する命令に基づき
土壤汚染状況調査を行う場合 当該命令に係る第二十七条又は
令第四条第一項の書面に記載された特定有害物質の種類

3 (略)

3～6 (略)

(土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合
の都道府県知事の命令に基づく土壤汚染状況調査に係る特例)

第五条 調査実施者は、法第四条第三項に規定する命令に基づ
き土壤汚染状況調査を行う場合において、当該命令に係る同条第
一項の規定による届出に係る土地の区域内に調査対象地が複数あ
るときは、前条第一項本文の規定にかかわらず、当該複数ある調
査対象地の起点のうち最も北にあるもの（当該最も北にある起点
が複数ある場合にあつては、そのうち最も東にあるもの）を通り
東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して十メー
トル間隔で引いた線により当該複数ある調査対象地を区画するこ
とができる。

(土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来す
るおそれがある土地における土壤汚染状況調査に係る特例)

2 (略)

1 (略)

1 法第四条第二項又は法第五条第一項に規定する命令に基づき
土壤汚染状況調査を行う場合 当該命令に係る第二十七条又は
令第四条第一項の書面に記載された特定有害物質の種類

3 (略)

3～6 (略)

(土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合
の都道府県知事の命令に基づく土壤汚染状況調査に係る特例)

第五条 調査実施者は、法第四条第二項に規定する命令に基づ
き土壤汚染状況調査を行う場合において、当該命令に係る同条第
一項の規定による届出に係る土地の区域内に調査対象地が複数あ
るときは、前条第一項本文の規定にかかわらず、当該複数ある調
査対象地の起点のうち最も北にあるもの（当該最も北にある起点
が複数ある場合にあつては、そのうち最も東にあるもの）を通り
東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して十メー
トル間隔で引いた線により当該複数ある調査対象地を区画するこ
とができる。

(土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来す
るおそれがある土地における土壤汚染状況調査に係る特例)

第十条の二 調査実施者は、第三条第一項及び第二項の規定により、調査対象地における試料採取等対象物質が第二種特定有害物質（令第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。この条及び第五十八条第五項第九号において同じ。）であり、かつ、調査対象地の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するおそれがあると認められるときは、第四条第三項、第六条第一項第二号及び第三項から第五項まで並びに第七条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（以下「試料採取等を行う区画の選定等」という。）に代えて、次に定めるところにより、試料採取等を行う区画の選定等を行わなければならない。

一〜四 （略）

2〜4 （略）

（土壤汚染状況調査の結果の提出に係る土地の所有者等の同意）

第二十五条の二 法第四条第二項の規定による土地の所有者等の同意は、同条第一項の規定による届出に係る土地の形質の変更の場所を記載した書面により行うものとする。

（特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準）

第二十六条 法第四条第三項の環境省令で定める基準は、次の各号

第十条の二 調査実施者は、第三条第一項及び第二項の規定により、調査対象地における試料採取等対象物質が第二種特定有害物質（令第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。この条及び第五十八条第四項第九号において同じ。）であり、かつ、調査対象地の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するおそれがあると認められるときは、第四条第三項、第六条第一項第二号及び第三項から第五項まで並びに第七条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（以下「試料採取等を行う区画の選定等」という。）に代えて、次に定めるところにより、試料採取等を行う区画の選定等を行わなければならない。

一〜四 （略）

2〜4 （略）

（新設）

（特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準）

第二十六条 法第四条第二項の環境省令で定める基準は、次の各号

のいずれかに該当することとする。

一 五 (略)

(特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地に係る
土壤汚染状況調査の命令)

第二十七条 法第四条第三項に規定する命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行いものとする。

- 一 法第四条第三項に規定する調査の対象となる土地の場所及び特定有害物質の種類並びにその理由
- 二 法第四条第三項の規定による報告を行うべき期限

(要措置区域の指定の公示)

第三十二条 法第六条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の要措置区域(同条第四項に規定する要措置区域をいう。以下同じ。)の指定(同条第五項において準用する場合にあつては、指定の解除。以下この条において同じ。)の公示は、当該指定をする旨、当該要措置区域、当該要措置区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類及び当該要措置区域において講ずべき指示措置(法第七条第三項に規定する指示措置をいう。)(法第六条第五項において準用する場合にあつては、当該要措置区域において講じられた指示措置等(法第七条第三項に規定する指示措置等

のいずれかに該当することとする。

一 五 (略)

(特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地に係る
土壤汚染状況調査の命令)

第二十七条 法第四条第二項に規定する命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行いものとする。

- 一 法第四条第二項に規定する調査の対象となる土地の場所及び特定有害物質の種類並びにその理由
- 二 法第四条第二項の規定による報告を行うべき期限

(要措置区域の指定の公示)

第三十二条 法第六条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の要措置区域(同条第四項に規定する要措置区域をいう。以下同じ。)の指定(同条第五項において準用する場合にあつては、指定の解除。以下この条において同じ。)の公示は、当該指定をする旨、当該要措置区域、当該要措置区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類及び当該要措置区域において講ずべき指示措置(法第七条第三項に規定する指示措置をいう。)(法第六条第五項において準用する場合にあつては、当該要措置区域において講じられた指示措置等(法第七条第三項に規定する指示措置等

をいう。以下同じ。)を明示して、都道府県又は令第九条に規定する市の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該要措置区域の明示については、次のいずれかによることとする。

一 三 (略)

(形質変更時要届出区域の指定の公示)

第四十七条 法第十一条第三項において準用する法第六条第二項の規定により、都道府県が行う形質変更時要届出区域(法第十一条第二項に規定する形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。)の指定及びその解除の公示は、当該指定及びその解除をする旨、当該形質変更時要届出区域、当該形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類並びに第五十八条第五項第九号から第十一号までに該当するものにあつてはその旨並びに指定の解除の公示の場合にあつては当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置を明示して、都道府県又は令第九条に規定する市の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該形質変更時要届出区域の明示については、第三十二条後段の規定を準用する。

(土地の形質の変更の施行方法に関する基準)

をいう。以下同じ。)を明示して、都道府県又は令第八条に規定する市の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該要措置区域の明示については、次のいずれかによることとする。

一 三 (略)

(形質変更時要届出区域の指定の公示)

第四十七条 法第十一条第三項において準用する法第六条第二項の規定により、都道府県が行う形質変更時要届出区域(法第十一条第二項に規定する形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。)の指定及びその解除の公示は、当該指定及びその解除をする旨、当該形質変更時要届出区域、当該形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類並びに第五十八条第四項第九号から第十一号までに該当するものにあつてはその旨並びに指定の解除の公示の場合にあつては当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置を明示して、都道府県又は令第八条に規定する市の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該形質変更時要届出区域の明示については、第三十二条後段の規定を準用する。

(土地の形質の変更の施行方法に関する基準)

第五十三条 (略)

一 (略)

二 土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌（土壌溶出量基準に係るものに限る。）が当該形質変更時要届出区域内の帯水層に接しないようにすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 第五十八条第五項第九号又は第十号に該当する区域内における土地の形質の変更である場合

ロ 第五十八条第五項第十一号に該当する区域内における土地の形質の変更であつて、その施行方法が環境大臣が定める基準に適合するものである場合

三 (略)

(台帳)

第五十八条 (略)

2 法第六条第一項の規定により要措置区域が指定された場合、又は法第十一条第一項の規定により形質変更時要届出区域が指定された場合には、都道府県知事は、当該要措置区域又は形質変更時要届出区域に係る前項の帳簿及び図面を調製するものとする。

3 法第六条第四項又は法第十一条第二項の規定により要措置区域等（法第十六条第一項に規定する要措置区域等をいう。以下同じ。）の全部又は一部の指定が解除された場合には、都道府県知

第五十三条 (略)

一 (略)

二 土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌（土壌溶出量基準に係るものに限る。）が当該形質変更時要届出区域内の帯水層に接しないようにすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 第五十八条第四項第九号又は第十号に該当する区域内における土地の形質の変更である場合

ロ 第五十八条第四項第十一号に該当する区域内における土地の形質の変更であつて、その施行方法が環境大臣が定める基準に適合するものである場合

三 (略)

(台帳)

第五十八条 (略)

2 前項の帳簿及び図面は、要措置区域等（法第十六条第一項に規定する要措置区域等をいう。以下同じ。）ごとに調製するものとする。

(新設)

事は、当該要措置区域等の全部又は一部に係る帳簿及び図面を台帳から消除し、法第六条第四項の規定により同条第一項の指定が解除された要措置区域（以下「指定解除要措置区域」という。）又は法第十一条第二項の規定により同条第一項の指定が解除された形質変更時要届出区域（以下「指定解除形質変更時要届出区域」という。）に係る第一項の帳簿及び図面を調製するものとする。

4| 第一項の帳簿及び図面であつて、要措置区域、形質変更時要届出区域、指定解除要措置区域又は指定解除形質変更時要届出区域に関するものは、それぞれ区別して保管しなければならない。

5| 要措置区域等に係る第一項の帳簿は、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、要措置区域にあつては様式第十三、形質変更時要届出区域にあつては様式第十四のとおりとする。

一 十二（略）

6| 指定解除要措置区域又は指定解除形質変更時要届出区域（以下「指定解除要措置区域等」という。）に係る第一項の帳簿は、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

一 指定解除要措置区域等に関する前項第一号から第十二号までの事項

二 要措置区域等の指定が解除された年月日

三 要措置区域等の指定が解除された理由となつた汚染の除去等

3| 第一項の帳簿及び図面であつて、要措置区域に関するものは、形質変更時要届出区域に関するものと区別して保管しなければならない。

4| 第一項の帳簿は、要措置区域等につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、要措置区域にあつては様式第十三、形質変更時要届出区域にあつては様式第十四のとおりとする。

一 十二（略）

（新設）

の措置

四 要措置区域の指定が解除されたときに形質変更時要届出区域に指定された場合又は形質変更時要届出区域の指定が解除されたときに要措置区域に指定された場合にあつては、その旨

7| 要措置区域等に係る第一項の図面は、次のとおりとする。

一 一 三 (略)

8|| 指定解除要措置区域等に係る第一項の図面は、次のとおりとする。

一 指定解除要措置区域等に関する前項第一号から第三号までの図面

二 指定解除要措置区域等の範囲を明示した図面

9| (略)
(削る)

(汚染土壌の搬出の届出)

第六十一条 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 一 六 (略)

七 汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する法第二十二

5| 第一項の図面は、次のとおりとする。

一 一 三 (略)

(新設)

6| (略)

7|| 法第六条第四項又は法第十一条第二項の規定により要措置区域等の指定が解除された場合には、都道府県知事は、当該要措置区域等に係る帳簿及び図面を台帳から削除しなければならない。

(汚染土壌の搬出の届出)

第六十一条 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 一 六 (略)

七 汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する法第二十二

条第一項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証（汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第十七条第一項に規定する許可証をいう。第六十四条第二項第六号において同じ。）の写し

様式第十二（第五十七条関係）

(表面)

----- 12センチメートル -----

第 号

土壌汚染対策法第14条第4項の規定による身分証明書

職名及び氏名

写
真

年 月 日生
年 月 日発行
年 月 日限り有効

環 境 大 臣
地方環境事務所長
都 道 府 県 知 事
(市長) 印

----- 8センチメートル -----

(裏面)

土壌汚染対策法抜すい

(指定の申請)

第14条 土地の所有者等は、第3条第1項本文、第4条第3項本文及び第5条第1項の規定の適用を受けない土地（第4条第2項の規定による土壌汚染状況調査の結果の提出があった土地を除く。）の土壌の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第6条第1項第1号の環境省令で定める基準に適合しないと判断するときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第11条第1項の規定による指定をすることを申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2 (略)
3 (略)

4 都道府県知事は、第1項の申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該申請に係る土地に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査させることができる。

土壌汚染対策法施行規則抜すい

第57条 法第14条第4項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す様式第12による証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

条第一項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証（汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第十四条第一項に規定する許可証をいう。第六十四条第二項第六号において同じ。）の写し

様式第十二（第五十七条関係）

(表面)

----- 12センチメートル -----

第 号

土壌汚染対策法第14条第4項の規定による身分証明書

職名及び氏名

写
真

年 月 日生
年 月 日発行
年 月 日限り有効

環 境 大 臣
地方環境事務所長
都 道 府 県 知 事
(市長) 印

----- 8センチメートル -----

(裏面)

土壌汚染対策法抜すい

(指定の申請)

第14条 土地の所有者等は、第3条第1項本文、第4条第2項及び第5条第1項の規定の適用を受けない土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第6条第1項第1号の環境省令で定める基準に適合しないと判断するときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第11条第1項の規定による指定をすることを申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2 (略)
3 (略)

4 都道府県知事は、第1項の申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該申請に係る土地に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査させることができる。

土壌汚染対策法施行規則抜すい

第57条 法第14条第4項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す様式第12による証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

様式第十三 (第五十八条第五項関係) (略)

様式第十四 (第五十八条第五項関係)

形質変更時要届出区域台帳

都道府県(又は政令市)名

整理番号	指定年月日・指定番号	所在地				
調製・訂正年月日						
形質変更時要届出区域の概況						
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨						
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由						
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置						
第58条第5項第9号から第11号までに該当する区域にあっては、その旨						
形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類	適合しない基準項目		指定調査機関の名称	
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
					有・無	
					有・無	
					有・無	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

様式第十三 (第五十八条第四項関係) (略)

様式第十四 (第五十八条第四項関係)

形質変更時要届出区域台帳

都道府県(又は政令市)名

整理番号	指定年月日・指定番号	所在地				
調製・訂正年月日						
形質変更時要届出区域の概況						
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨						
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由						
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置						
第58条第4項9号から第11号までに該当する区域にあっては、その旨						
形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類	適合しない基準項目		指定調査機関の名称	
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
					有・無	
					有・無	
					有・無	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

附 則

この省令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。